

領域警備に関する法整備を求める意見書

昨年9月に発生した尖閣諸島領域侵犯事件について、那覇地検は1月21日、海上保安庁艦船に衝突した中国船船長を不起訴（起訴猶予）処分とした。

この処分は、9月25日にこの船長を「日中関係を考慮する」などとして処分保留で拘留期限前に釈放したことと合わせ、同様の事件が発生した際の悪しき前例を残すこととなった。

我々は、この措置に到底納得することはできず、厳重に抗議する。

この事件への政府の対応は、わが国の領域警備に対する国民の信頼を大きく損なわせた。

四方を海に囲まれ、世界第6位の排他的経済水域を誇るわが国にとって、豊かな海と6,852からなる島嶼の安全確保は極めて重要である。

よって、国においては、わが国の領土・主権を守る意志を内外に明確にし、国益を守るために、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

宮崎県議会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	枝野幸男様
沖縄及び北方対策担当大臣	枝野幸男様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎様
法務大臣	江田五月様
外務大臣	松本剛明様
国土交通大臣	大畠章宏様
防衛大臣	北澤俊美様